

「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」に関するアンケート

1. 基本事項

貴施設についてお答え下さい。

1. (1) 修学年限

1つだけマークしてください。

- 3年制
 4年制

2. (2) 課程

1つだけマークしてください。

- 昼間
 夜間

3. (3) 養成校種別

1つだけマークしてください。

- 専門学校
 短大
 大学

4. (4) 設立種別

1つだけマークしてください。

- 国立
 公立
 私立

5. (5) 学年定員(名)

1つだけマークしてください。

- 20～29
 30～39
 40～49
 50～59
 60～69
 70～79
 80～89
 90～99
 100～109
 110～119
 120～

6. (6-1) 開講全単位数

単位数をお答えください。

7. (6-2) 必須科目単位数

単位数をお答えください。

8. (6-3) 卒業必要単位数

単位数をお答えください。

9. (7-1) 開講全時間数

時間数をお答えください。

10. (7-2) 必須科目時間数

時間数をお答えください。

11. (7-3) 卒業必要時間数

時間数をお答えください。

2. 理学療法士及び作業療法士法について

12. (1) 定義 第二条

「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マツサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

1つだけマークしてください。

- 変更は必要ない
- 変更が必要（選択された方は下の①、②についてお答え下さい）

13. ①変更が必要な内容についてお答え下さい。

14. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

15. (2) 理学療法士国家試験の受験資格 第十一条第一号

文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの

1つだけマークしてください。

- 変更は必要ない
- 変更が必要（選択された方は下の①、②についてお答え下さい）

16. ①変更が必要な内容についてお答え下さい。

17. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

3. 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則

理学療法士に係る学校又は養成施設の指定基準について

18. (1) 第二条第一項第二号 修業年限は、三年以上であること。

1つだけマークしてください。

- 変更は必要ない
- 変更が必要（選択された方は下の①、②についてお答え下さい）

19. ①変更が必要な内容についてお答え下さい。

1つだけマークしてください。

- 四年以上
- 六年(学士6年)
- 六年（学士4年+修士2年）
- その他: _____

20. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

21. (2) 第二条第一項第三号 教育の内容

理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書（案）「総単位数は、現行の93単位に必要な教育内容を追加し、101単位以上とする。」

1つだけマークしてください。

- 変更は必要ない（現行通り）
- 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書（案）の内容が良い
- 上記以外の変更が必要（選択された方は下の①、②についてお答え下さい）

22. ①変更が必要な内容についてお答え下さい

23. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」 第二条第一項第三号 教育の内容 (現行)

別表第一 (第二条関係)

教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念	十二 十二 二	
専門分野	基礎理学療法学 理学療法評価学 理学療法治療学 地域理学療法学 臨床実習	六 五 二十 四 十八	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
合計		九十三	

理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会 改正内容

教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤	14	
	人間と生活		
	社会の理解		
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念	14 4	栄養、薬理、画像、救急救命、予防等の基礎を含む。 リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、地域包括ケアシステム、多職種連携の理解を含む。
専門分野	基礎理学療法学	6	
	理学療法管理学	2	職場管理（教育を含む。）、職業倫理を含む。
	理学療法評価学	6	画像評価を含む。
	理学療法治療学	20	喀痰等の吸引を含む。
	地域理学療法学	3	
	臨床実習	20	臨床実習前の評価、臨床実習後の評価を含む。 実習時間の三分の二以上は医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設（薬局、助産所を除く。）をいう。）において行うこと。ただし、医療提供施設における実習の二分の一以上は病院又は診療所で行うこと。また、通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。
合計		101	

24. (2-1) 教育内容（専門基礎分野：疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進）

備考欄に指定された教育内容について現在の状況をお尋ねします。単独の科目としてある場合やシラバス内に項目としてある場合も「ある」にチェックしてください。
当てはまるものをすべて選択してください。

	ある	なし
「栄養」に関わる内容がカリキュラムに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「薬理」に関わる内容がカリキュラムに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「画像」に関わる内容がカリキュラムに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「救急救命」に関わる内容がカリキュラムに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「予防」に関わる内容がカリキュラムに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

25. (2-1)で ある と答えた教育内容のみお答えください。
当てはまるものをすべて選択してください。

	必須	選択(選択必須含む)
「栄養」に関わる内容のカリキュラムは	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「薬理」に関わる内容のカリキュラムは	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「画像」に関わる内容のカリキュラムは	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「救急救命」に関わる内容のカリキュラムは	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「予防」に関わる内容のカリキュラムは	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

26. (2-1)で ある と答えた教育内容の科目名をお書きください。 例) 栄養：栄養学 、画像：画像診断学

27. (2-2) 教育内容（専門基礎分野：保健医療福祉とリハビリテーションの理念）

備考欄に指定された教育内容について現在の状況をお尋ねします。単独の科目としてある場合やシラバス内に項目としてある場合も「ある」にチェックしてください。
当てはまるものをすべて選択してください。

	ある	なし
「リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）」に関わる内容がカリキュラムに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「地域包括ケアシステム」に関わる内容がカリキュラムに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「多職種連携」に関わる内容がカリキュラムに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

28. (2-2)で ある と答えた教育内容のみお答えください。
 当てはまるものをすべて選択してください。

	必須	選択(選択必須含む)
「リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）」に関わる内容のカリキュラムは	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「地域包括ケアシステム」に関わる内容のカリキュラム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「多職種連携」に関わる内容のカリキュラムは	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

29. (2-2)で ある と答えた教育内容の科目名をお書きください。 例) 地域包括ケアシステム：地域理学療法学

30. (2-3) 教育内容（専門分野：理学療法管理学・評価学・治療学）

備考欄に指定された教育内容について現在の状況をお尋ねします。単独の科目としてある場合やシラバス内に項目としてある場合も「ある」にチェックしてください。
 当てはまるものをすべて選択してください。

	ある	なし
「職場管理」に関わる内容がカリキュラムに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「職場倫理」に関わる内容がカリキュラムに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「画像評価」関わる内容がカリキュラムに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「喀痰等の吸引」関わる内容がカリキュラムに	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

31. (2-3)で ある と答えた教育内容のみお答えください。
 当てはまるものをすべて選択してください。

	必須	選択(選択必須含む)
「職場管理」に関わる内容のカリキュラムは	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「職場倫理」に関わる内容のカリキュラムは	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「画像評価」関わる内容のカリキュラムは	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「喀痰等の吸引」関わる内容のカリキュラムは	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

32. (2-3)で ある と答えた教育内容の科目名をお書きください。 例) 職場管理：管理学

33. (2-4) 教育内容 (専門分野: 臨床実習)

備考欄に指定された教育内容について現在の状況をお尋ねします。単独の科目としてある場合やシラバス内に項目としてある場合も「ある」にチェックしてください。
当てはまるものをすべて選択してください。

行っている 行っていない

通所リハビリテーション又は訪問
リハビリテーションに関する実習
を1単位以上

34. (2-4)で行っていると答えた方のみお答えください。
当てはまるものをすべて選択してください。

必須 選択(選択必須含む)

通所リハビリテーション又は訪問
リハビリテーションに関する実習
を1単位以上

35. (2-4)で 行っていると答えた方のみ、実施単位
(数)をお答えください。 例) 2 単位

36. (3) 第二条第一項第四号 教員数

教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は理学療法士である専任教員であること。

1つだけマークしてください。

- 変更は必要ない
 変更が必要 (選択された方は下の①、②についてお答え下さい)

37. ①変更が必要な内容についてお答え下さい

38. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

39. (4) 第二条第一項第五号 教員資格

(現行) 理学療法士である専任教員は、免許を受けた後5年以上理学療法に関する業務に従事した者であること。(理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会改正案) 理学療法士である専任教員は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、理学療法士として5年以上業務に従事した者で、大学において教育の本質・目的、心身の発達と学修の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上(以下「教育に関する科目」という。)を履修して卒業した者又は理学療法士として3年以上業務に従事した者で、大学院において教育に関する科目を履修した者は、これにかかわらず専任教員となることができること。イ 理学療法士として5年以上業務に従事した者。ロ 厚生労働省が指定した専任教員養成講習会を修了した者、又は理学療法士の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者。
1つだけマークしてください。

- 変更は必要ない(現行通り)
- 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書(案)の内容が良い
- 上記以外の変更が必要(選択された方は下の①、②についてお答え下さい)

40. ①変更が必要な内容についてお答え下さい

41. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

42. (5) 現行の指定規則に関する意見 *自由記載

4. 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン

43. (1) 教員に関する事項 担当授業時間数

理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン 3教員に関する事項(1) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は加重にならないよう10時間を標準とすること。
1つだけマークしてください。

- 変更は必要ない
- 変更が必要(選択された方は下の①、②についてお答え下さい)

44. ①変更が必要な内容についてお答え下さい

45. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

46. (2) 教育の目標

理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン 5 授業に関する事項 (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別添 1 に掲げる事項を習得させることを目的とした教育内容とすること。
1 つだけマークしてください。

- 変更は必要ない (現行通り)
- 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書 (案) の内容で良い
- 上記以外の変更が必要 (選択された方は下の①、②についてお答え下さい)

47. ①変更が必要な内容についてお答え下さい

48. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

(現行)

別添 1

理学療法士養成施設

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を育成する。
	(小計)	(14)	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できるようにする。
	疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進	12	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を培う。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	国民の保健医療福祉の推進のために理学療法士が果たすべき役割について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。
	(小計)	(26)	
専門分野	基礎理学療法学	6	理学療法の枠組みと理論を理解し、系統的な理学療法を構築できる能力とともに、職業倫理を高める態度を養う。
	理学療法評価学	5	理学療法における評価の枠組みを理解し、心身機能と構造の評価に関する知識と技術を習得する。
	理学療法治療学	20	障害の予防と治療の観点から、種々の障害に必要な知識と技術を習得する。
	地域理学療法学	4	患者及び障害者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を習得し、問題可決能力を養う。
	臨床実習	18	社会的ニーズの多様化に対応した臨牀的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。学内における臨床演習を行った後に、各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う。
	(小計)	(53)	
	合計	93	

理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会 改正案内容

教育内容		単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。
	(小計)	(14)	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できる能力を培う。
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	14	健康、疾病及び障害について、その予防と発症・治療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養うとともに、高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学等の基礎を学ぶ。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、理学療法士・作業療法士が果たすべき役割、多職種連携について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を培う。
	(小計)	(30)	
専門分野	基礎理学療法学	6	系統的な理学療法を構築できるように、理学療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。
	理学療法管理学	2	医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、理学療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。
	理学療法評価学	6	理学療法評価（画像情報の利用を含む。）についての知識と技術を習得する。
	理学療法治療学	20	保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別理学療法の適用に関する知識と技術（喀痰等の吸引を含む）を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。
	地域理学療法学	3	患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を習得し、課題解決能力を培う。
	臨床実習	20	社会的ニーズの多様化に対応した臨牀的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。
	(小計)	(57)	
合計		101	

49. (3) 授業に関する事項 臨床実習

(現行) 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン 5 授業に関する事項 現行(4) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。(理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会改正案) 臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内とすること。実習時間の3分の2以上は医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設(薬局、助産所を除く。))において行うこと。ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこと。また、通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。

1つだけマークしてください。

- 変更は必要ない(現行通り)
- 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書(案)の内容で良い
- 上記以外の変更が必要(選択された方は下の①、②についてお答え下さい)

50. ①変更が必要な内容についてお答え下さい

51. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

52. (4) 教育上必要な機械器具等に関する事項

(現行) 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン 7 教育上必要な機械器具等に関する事項
(1) 教育上必要な機械器具・標本及び模型は、別添2に掲げる数以上を有すること。(理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会改正案) 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書(案) P11~P17 参照
1つだけマークしてください。

- 変更は必要ない(現行通り)
- 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書(案)の内容で良い
- 上記以外の変更が必要(選択された方は下の①、②についてお答え下さい)

53. ①変更が必要な内容についてお答え下さい

54. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

55. (5) 実習調整者の配置について (追加)

理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書(案) p10 ・養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者(実習調整者)として、専任教員から1名以上配置することとする
1つだけマークしてください。

- 追加する必要はない
- 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書(案)で良い
- 報告書(案)の変更が必要(選択された方は下の①、②についてお答え下さい)

56. ①変更が必要な内容についてお答え下さい

57. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

58. (6) 実習施設に関する事項 1

(現行)

理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン 8 実習施設に関する事項(1) 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後3年以上業務に従事した者であること。

(理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会改正案)

実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ次のいずれかの講習会を終了した者とする。

- ・ 厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会(仮称)を修了した者であること。
- ・ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

見学実習については、養成施設の教員を、臨床実習指導者とすることができること

1つだけマークしてください。

- 変更は必要ない(現行通り)
- 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会改定案の内容が良い
- 上記以外の変更が必要(選択された方は下の①、②についてお答え下さい)

59. ①変更が必要な内容についてお答え下さい

60. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

61. (7) 臨床実習指導者講習会の開催指針(案) 追加

理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書(案) P20~P21 別添3 参照

1つだけマークしてください。

- 追加する必要はない
- 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書(案)の内容で良い
- 報告書(案)の変更が必要(選択された方は下の①、②についてお答え下さい)

62. ①変更が必要な内容についてお答え下さい

63. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

臨床実習指導者講習会の開催指針(案)

別添3

第1 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 講習会主催責任者 1名以上
※ 講習会を主催する責任者
※ (2)との兼務も可
- (2) 講習会企画責任者 1名以上
※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 講習会世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上
※ 企画、運営、進行等に協力する者
※ 講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2. 講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

- ※ 連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

3. 受講対象者

実務経験4年以上の理学療法士、作業療法士

4. 講習会の形式

ワークショップ(参加者主体の体験型研修)形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 講習会の目標があらかじめ明示されていること。
② 一回当たりの参加者数が50名程度であること。
③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を行うこと。

表を裏返しに内容くのりこ。

- ④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。
- ⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

5. 講習会におけるテーマ

講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 理学療法士、作業療法士養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方
- ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

6. 講習会の修了

講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

第2 講習会の修了証書

- 講習会の修了証書については、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し、指針にのっとったものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

第3 講習会の実施報告

- 講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。
 - ① 講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地
 - ④ 講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 講習会参加者及び講習会修了者の氏名及び人数
 - ⑥ 講習会の目標
 - ⑦ 講習会の進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割）
 - ⑧ 講習会の概要（グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。）

64. (8) 実習施設に関する事項 2

(現行) 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン 8 実習施設に関する事項 (3) 実習施設のうち少なくとも1か所は養成施設に近接していることが望ましいこと。

(理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会改正案)

養成施設は、以下の要件を満たす主たる実習施設を置くことが望ましいこと。

- ・養成施設の附属実習施設、または契約により附属実習施設と同等の連携が図られていること、
- ・実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていること。
- ・原則として養成施設が所在する都道府県内にあること。
- ・理学療法士、作業療法士の継続的な教育が計画的に実施されていること。
- ・複数の症例が経験でき、診療参加型による臨床実習が行われていること。
- ・臨床実習指導者のうち1人は、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会(仮称)を修了した者、またはこれと同等以上の知識及び経験を有する者であること。

実習施設として、医療提供施設の他、介護保険事業所、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、指定障害者福祉サービス事業所、指定障害者支援事業所等を適宜含めるよう努めなければならないこと

1つだけマークしてください。

- 変更は必要ない(現行通り)
- 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会 改正案の内容が良い
- 上記以外の変更が必要(選択された方は下の①、②についてお答え下さい)

65. ①変更が必要な内容についてお答え下さい

66. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

67. (9) 臨床実習の構成、方法等について (追加)

理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書(案) P8

(4) 臨床実習の構成、方法等について

臨床実習の構成については、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成する [ガイドライン]。

見学実習は、患者への対応等についての見学を実施する実習、評価実習は、患者の状態等に関する評価を実施する実習、総合臨床実習は、患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習とする [ガイドライン]。

臨床実習の方法について、評価実習と総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましい [ガイドライン]。

臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画することが望ましい [ガイドライン]。

臨床実習施設の設備として、実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備(休憩室、更衣室、ロッカー、机等)を備えていることが望ましい [ガイドライン]。

1つだけマークしてください。

- 追加の必要はない
- 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書(案)の内容が良い
- 報告書(案)の変更が必要(選択された方は下の①、②についてお答え下さい)

68. ①変更が必要な内容についてお答え下さい

69. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

70. (10) 臨床実習において学生が実施できる行為について (追加)

(5) 臨床実習において学生が実施できる行為について

臨床実習において実習生が行うことのできる行為については、あらかじめ患者に同意を得た上で、臨床実習指導者の指導・監督の下、事前に養成施設と臨床実習施設において侵襲性がそれほど高くないと判断した行為については行うことができる。

なお、上記行為を行う場合には、臨床実習前に実習生の技術等に関して、実技試験等による評価を行い、直接患者に接するに当たり、総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認する必要がある。

1つだけマークしてください。

- 追加の必要はない
- 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書(案)の内容が良い
- 報告書(案)の変更が必要(選択された方は下の①、②についてお答え下さい)

71. ①変更が必要な内容についてお答え下さい

72. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

73. (11)外部評価 追加

理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書（案）P10 外部評価：養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表すること。

1つだけマークしてください。

- 追加の必要はない
- 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書（案）の内容で良い
- 報告書（案）の変更が必要（選択された方は下の①、②についてお答え下さい）

74. ①変更が必要な内容についてお答え下さい

75. ②変更が必要な理由についてお答え下さい。

76. (12)理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに関する意見 *自由記載
